

安全計画（工事計画）作成上の留意事項

仮使用認定申請または法 90 の 3 届に添付する安全計画（工事計画）の作成にあたっては、平成 27 年国土交通省告示第 247 号第 3 及び次の事項について留意してください。

1 使用部分と工事部分との区画

- (1) 道路から使用部分への進入路は工事中進入路とは、仮囲いで分離する。
- (2) 使用部分と工事部分とは、原則、準耐火構造の壁及び防火設備等で区画する。
- (3) 仮使用部分の内外装工事は全て完了する。

2 落下物保護対策

- (1) 仮使用する建築物の躯体工事は、最上階まで完了し、周囲の外部足場は解体する。
- (2) 使用部分の上部では、揚重機（クレーン等）を使用しない。

3 避難計画

- (1) 使用部分、工事部分共に 2 方向の避難経路を確保する。
- (2) 避難経路に支障がある場合は、避難出口及び経路の表示、仮設通路の確保により避難時の安全性を確保する。
- (3) 階段、非常用の昇降機等が使用できない場合は、代替の措置を行う。
- (4) 通路、屋内等で通常照明を必要とする部分には非常用の照明装置を設置する。工事で支障がある場合は、代替の措置を行う。
- (5) 防災計画書の届出が必要な建築物は、防災計画書の記載内容を参考に避難計画を作成する。

4 防火管理体制および消防用設備等

- (1) 使用部分と工事部分の相互の連絡手段（通常時、緊急時）を確保する。
- (2) 工事部分においても消防法による自衛消防組織に準じた組織を設置する。
- (3) 消防用設備等に支障がある場合は、所轄消防署と協議の上、安全計画（工事計画）を作成する。

5 構造耐力

- (1) 仮使用する建築物の躯体工事を完了する。やむを得ず、躯体工事が完了する前にその一部を使用する場合は、当該建築物の安全性が確認できる構造計算書及び関係資料を提出する。
- (2) 工事施工状況報告書、材料の品質を証明する資料及び写真を提出する。

6 開発許可

都市計画法第 37 条による許可を得て工事を施工中の場合は、仮使用の認定前に建設局宅地開発指導課と協議し承諾を得る。